令和5年度

第2回東松山市立野田·中岡集会所運営委員会









令和6年1月12日 東松山市教育委員会

令和5年度 第2回東松山市立野田・中岡集会所運営委員会次第

令和6年1月12日(金)

大岡市民活動センター

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議長の選出(議長より議事録署名人指名)
- 4 議 事
- (1) 令和5年度事業中間報告について
 - ア 各教室の実施状況
 - ① 事務局から
 - ② 各学校から
 - イ 令和5年度行事日程等
 - ウ 集会所利用状況
- (2) 令和6年度行事日程等
- (3) その他
 - ・今後の集会所の運営について
- 5 その他
- (1) 野田・中岡集会所合同文化祭について

(1) 令和5年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

野田集会所

① 成人教室

No.	教	室 名	開講日数	期	間	開 講 日 開講時間	講師名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	カラ	オケ教室	10日	6月12日~11月	月20日	第1·3週 月曜日 13:30~15:30	白川あき子 先生	10人 延83人	8.3人
2	民』	踊 教 室	15日	4月12日~11月	月15日	第1·3週 水曜日 13:30~15:30	佐藤千代子先生	8人 延94人	6.3人

^{*}成人教室の学級生人数は最大時の人数

期間:令和5年4月~令和5年11月

② 小学生フレンドスクール

No.	学 校 名	開校日数	期間	開 校 日 開校時間	講師名	申込人数 延参加人数	1回平均参加人数
1	松山第二小	13日	5月17日~11月15日	毎週 水曜日 16:00~17:30 11月以降は 16:00~17:00	新井永教諭 他 延33人	11人 延83人	6.4人
		内 容	: 宿題、ドリル、集団活 梨狩り、車椅子学習、				
2			5月19日~11月10日	毎週 金曜日 16:00~17:30 10月以降は 16:00~17:00	嵩優子教諭 他 延47人	23人 延244人	18.8人
		内容	: 宿題、ドリル、硬筆、 工作(スライム作り、	•) ほか	

③ 中学生フレンドスクール

No.	学	校	名	開講日数	期	間	開 校 日 開校時間	講師名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	北		中	11日	4月20日~1	11月9日	毎週 木曜日 16:30~18:30	古川周平教諭 他 延24人	2人 延22人	2.0人
				内容	容 : テスト勉強・復習、キャンプ準備、調理実習、夏休みの宿題 ほか					

中岡集会所

① 成人教室

No.	教 室 名	開講日数	期間	開 講 日開講時間	講師名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	新舞踊教室	22日	4月11日~11月21日	毎週 火曜日 13:30~15:30	森田光子先生	4人 延82人	3.7人
2	生花教室	10日	4月21日~11月3日	第2·4週 金曜日 13:30~15:30	今井裕子先生	8人 延57人	5.7人
3	体操教室	7日	5月24日~11月22日	第4週 水曜日 13:30~15:30	遠藤良江先生	9人 延42人	6.0人

②小学生フレンドスクール

No.	学	校	名	開校日数	期	間	開校日	講師:	名	申込人数	1回平均
							開校時間			延参加人数	参加人数
				13∃	6月15日~11月30日		毎週 木曜日	長谷隆志教	対諭	6人	4.7人
				1311	0/110/11/11/11	6月15日~11月30日			4.1 八		
1	大	畄	小	内 容	: 宿題、ドリル、	: 宿題、ドリル、人権学習(DVD視聴)、塗り絵、レクリエーション(卓球)、				豆球)、	
					工作(紙コップロケット、ペーパークラフト、フラワーアレンジメント、						
					小麦粉人形作り) ほか						

イ 令和5年度行事日程等

事 業 名	期日	会場等
第1回東松山市立野 田·中岡集会所運営委員 会	6月1日(木)	大岡市民活動センター
西部地区人権教育実践 報告会	7月31日(月)	ウエスタ川越
比企郡市集会所サマー キャンプ	8月1日 (火)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第22回比企郡市人権教育研究集会	8月4日(金)	鳩山町文化会館
埼玉県教育集会所連絡 協議会第15回実践交流 会	8月21日 (月)	狭山市立富士見集会所
第43回埼玉人権フォーラム	11月10日(金)	東松山市民文化センター
第21回比企郡市人権 フェスティバル	11月18日(土)	吉見町フレサよしみ
第2回東松山市立野 田·中岡集会所運営委員 会	令和6年1月12 日(金)	大岡市民活動センター
野田•中岡集会所合同文化祭	令和6年 2月10 日(土)	平野市民活動センター 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 松二小、市の川小、大岡 小児童、北中学校生徒
2023みなくるフェ スタ	令和6年3月23 日(土)	熊谷市江南ピピア

ウ 集会所利用状況

【 野田集会所利用状況 】(令和5年4月~令和5年11月)

月	利用団体数	フレント、スクール (人)	成人教室(人)	地域利用者数(人)	利用者数合計(人)
令和5年 4月	3	4	22	0	26
5月	8	75	90	0	165
6 月	10	73	110	13	196
7月	10	40	74	5	119
8月	4	33	41	0	74
9月	13	99	137	7	243
10月	12	87	125	33	245
11月	9	36	75	9	120
12月				/	
令和6年 1月				/	
2月					
3月					
計	69	447	674	67	1188
月平均	8.6	55. 9	84. 3	8. 4	148. 5

【 中岡集会所利用状況 】(令和5年4月~令和5年11月)

月	利用団体数	フレント゛スクール (人)	成人教室 (人)	地域利用 者数(人)	利用者数合計(人)
令和5年 4月	3	0	20	0	20
5月	6	0	39	0	39
6月	10	20	49	0	69
7月	6	8	24	20	52
8月	2	8	8	0	16
9月	10	33	41	0	74
10月	9	15	35	0	50
11月	8	15	37	0	52
12月					
令和6年 1月					
2月					
3月					
計	54	99	253	20	372
月平均	6.8	12.4	31.6	2. 5	46. 5

(2) 令和6年度行事日程

事 業 名	期日	会場等
第1回東松山市立野田· 中岡集会所運営委員会	6月5日(水)	大岡市民活動センター
西部地区人権教育実践 報告会	7月26日(金)	入間市産業文化センター
比企郡市集会所サマーキャンプ	7月30日(火)~ 31日(水)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第23回比企郡市人権 教育研究集会	8月2日(金)	吉見町フレサよしみ
埼玉県教育集会所連絡 協議会第16回実践交 流会	未定	未定
第22回比企郡市人権フェスティバル	10月26日(土)	嵐山町国立女性教育会館
第44回埼玉人権フォーラム	11月8日(金)	熊谷市さくらめいと
第2回東松山市立野 田·中岡集会所運営委員 会	令和7年1月15 日(水)	大岡市民活動センター
野田·中岡集会所合同文 化祭	令和7年2月15 日(土)	平野市民活動センター 舞台発表 カラオケ、民踊、新舞踊 フレンンドスクール展示発表
2024みなくるフェ スタ	令和7年3月	未定

令和5年度野田·中岡集会所教室合同文化祭実施要項

- 1 実施趣旨
 - 野田・中岡両集会所における活動の成果を発表し合うことにより、教室参加者ならびに両集会所相互の親睦を図るとともに、近隣の方々との交流を促進する。
- 2 実 施 日 令和6年2月10日(土) 9時30分~12時30分
- 3 会 場 平野市民活動センター 視聴覚ホール等
- 4 内容・日程
- (1)内容

舞台発表

カラオケ教室 (野田)

民踊教室 (野田)

新舞踊教室(中岡)

作品展示

フレンドスクール

(2)日程

開会行事 9:30~ 9:45

舞 台 発 表 9:50~12:15

閉会行事 12:15~12:30

後 片 付 12:30~13:30

机、機材等生涯学習課担当

- 5 開会行事(開会式) 司会:生涯学習課長
- (1) 開会の言葉
- (2) あいさつ
 - 教育長

- 講師代表
- · 出演者代表
- (3)来賓紹介
- (4) 閉会の言葉
- (5) 諸連絡
- 6 閉会行事
- (1) 開会の言葉
- (2) 受講生代表の言葉(感想を含む)
- (3) 閉会の言葉
- (4) 諸連絡
- 7 参加者

来賓(運営委員 講師等)教育委員会職員 学校職員 教室生 等

8 後片付け

机·機材等 教育委員会生涯学習課担当職員

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日 条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や 偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、 集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可 に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。
 - (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
 - (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的とするとき。
 - (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

- 第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 市社会教育委員
 - (3) 市内各種団体を代表する者
 - (4) 知識経験を有する者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本 文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日 教委規則第4号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、東松山市立集会所条例(昭和48年東松山市条例第44 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (利用時間)
- 第2条 東松山市立集会所(以下「集会所」という。)の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 東松山市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

- 第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書 (様式第1号)を教育長に提出しなければならない。
- 2 前項の許可は、利用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用について は、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

- 第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例 第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。 (損害賠償)
- 第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会(以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)

2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

令和5年度 東松山市立野田集会所運営委員名簿

区分	氏 名	備考
	真 秀 宏	松山第二小学校長
	岩本教裕	市の川小学校長
1040	川上嘉久	北中学校長
1号委員	新井永	松山第二小学校教諭
	嵩 優 子	市の川小学校教諭
	古 川 周 平	北中学校教諭
2号委員	篠崎のや子	社会教育委員
9.日禾旦	石 川 直 哉	松山第二小学校 PTA 会長
3 号委員	西川信行	自治会長
	大澤嘉彦	知識経験を有する者
4 旦禾昌	小 柳 市 夫	知識経験を有する者
4号委員	西川信男	知識経験を有する者
	井 上 芳 子	知識経験を有する者

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。

令和5年度 東松山市立中岡集会所運営委員名簿

区分	氏 名	備考
	阿形寿和	大岡小学校長
1 日 禾 巳	川上嘉久	北中学校長
1号委員	長谷隆志	大岡小学校教諭
	古川周平	北中学校教諭
2 号委員	篠崎のや子	社会教育委員
3 号委員	庭 野 さやか	大岡小学校PTA会長
3 万安貝	石 原 孝 喜	自治会長
	森 田 光 子	知識経験を有する者
4 号委員	松本のぶ	知識経験を有する者
	井 上 芳 子	知識経験を有する者

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。